

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課

担当：藤井、藤田 電話 972－3121

**「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」に基づく
命令違反者の氏名等の公表について**

名古屋市では、市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成 30 年 4 月より「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、「客引き行為等禁止区域」内では、条例に違反して客引き行為等を行い又は行わせた者に対して、条例に基づく指導等を行っています。

この度、本市の度重なる指導及び勧告にもかかわらず、客引き行為を行い、条例第 10 条の規定による命令に違反した者について、条例第 12 条の規定により、下記のとおり公表します。

なお、条例第 10 条の規定による命令に違反した者は、条例第 16 条の規定により、過料に処される対象となります。

記

1 令和 7 年 1 月 9 日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 鰐部 大翔（わにべ ひろと）
- (2) 違反者住所 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸
- (3) 公表の原因となる事実

令和 6 年 8 月 31 日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第 10 条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和 7 年 1 月 9 日、名古屋市中村区椿町 6 番 9 号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

2 令和 7 年 1 月 11 日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 平田 一成（ひらた いっせい）
- (2) 違反者住所 静岡県磐田市赤池
- (3) 公表の原因となる事実

令和 6 年 10 月 2 日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第 10 条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和 7 年 1 月 11 日、名古屋市中区栄三丁目 2 番 27 号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

3 令和7年1月15日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 渡邊 晏慈 (わたなべ あんじ)
- (2) 違反者住所 愛知県清須市西枇杷島町城並
- (3) 公表の原因となる事実

令和6年10月3日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第10条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年1月15日、名古屋市中村区椿町6番9号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

4 令和7年1月25日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 井上 雄仁 (いのうえ ゆうま)
- (2) 違反者住所 愛媛県松山市太山寺町
- (3) 公表の原因となる事実

令和6年5月29日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第10条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年1月25日、名古屋市中区栄三丁目2番27号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

5 令和7年2月14日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 藤田 琉聖 (ふじた りゅうと)
- (2) 違反者住所 三重県鈴鹿市南玉垣町
- (3) 公表の原因となる事実

令和6年9月26日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第10条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年2月14日、名古屋市中区栄三丁目8番1号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

6 令和7年2月20日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 鷺見 政充 (すみ まさみつ)
- (2) 違反者住所 名古屋市中村区山田二丁目
- (3) 公表の原因となる事実

令和6年11月1日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第10条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年2月20日、名古屋市中村区名駅三24番14号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

7 令和7年3月6日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 篠田 大翔（しのだ ひろと）
- (2) 違反者住所 岐阜県岐阜市茜部菱野
- (3) 公表の原因となる事実

令和7年1月22日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第10条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年3月6日、名古屋市中村区名駅三丁目26番1号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

8 令和7年3月12日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 濱島 瑚海（はまじま こあ）
- (2) 違反者住所 愛知県刈谷市井ヶ谷町寺山
- (3) 公表の原因となる事実

令和6年9月14日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第10条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和7年3月12日、名古屋市中区栄三丁目9番1号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

(参考) 名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（関係する条項のみ抜すい）

(禁止区域の指定等)

第7条 市長は、重点区域のうち、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成するため特に必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定することができる。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、客引き行為等を行い、又は行わせた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) 第10条の規定による命令に従わないとき。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条の規定による命令に違反した者